

電子ファイルによる通知及び輸出手形保険における電子メールによる手続きの取扱いについて

令和7年3月1日 25 - 一般 - 00048

この規約は、株式会社日本貿易保険（以下「NEXI」という。）が、請求書等を電子ファイルによりオンラインストレージ又は電子メールを用いてする通知（以下「電子通知サービス」という。）、及び輸出手形保険の保険契約を締結し、又は締結しようとする銀行等（貿易保険法（昭和25年法律第67号）第57条第1項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）が輸出手形保険手続細則（以下「手続細則」という。）第3条第4項に基づき電子メールで行う手続き（以下「電子メールによる手続き」という。）に、適用する。

なお、本規約に定める通知及び手続きは、NEXIの約款、特約その他の規程等（以下「約款等」という。）に併せて適用する。

第1条（定義）

- 一 「請求書等」とは、別表に定める対象手続きに基づき提供する書類のうち、Web サービスで提供していない照合台帳、契約台帳、保険料計算書、保険料請求書、その他の保険手続きに関する各種書類をいう
- 二 「Web ユーザーID（管理者用）」とは、NEXI が別途定める方法に従って、Web ユーザーID（管理者用）登録を行ったものをいう。
- 三 「オンラインストレージ」とは、NEXI 以外の第三者が提供するデータ保管サービスであって、NEXI が、電子通知サービス利用者への請求書等の通知のため利用するものをいう。
- 四 「Web サービス」とは、NEXI が提供するインターネットを利用した Web 申込み・情報提供サービス等をいう。
- 五 「電子通知サービス利用者」とは、電子通知サービスによって NEXI から請求書等の通知を受ける NEXI の貿易保険の利用者をいう。

第2条（規約への同意）

電子通知サービス利用者及び銀行等は、次条に従って電子メールアドレスの登録が行われた場合に、この規約に同意したものとみなす。

第3条（電子メールアドレスの登録）

1. NEXI が請求書等の受信先として Web ユーザーID（管理者用）の電子メールアドレスを登録するものとする。
2. Web ユーザーID（管理者用）以外の電子メールアドレスを請求書等の受信先として追加する場合、事前に、別に定める様式を NEXI に対して提出することにより、電子メールアドレスを登録するものとする。
3. 銀行等は、電子メールによる手続きを行おうとする場合、事前に、別に定める様式を NEXI に対して提出することにより、電子メールアドレスを登録するものとする。
4. 電子通知サービス利用者又は銀行等が登録した電子メールアドレスの変更又は削除を行う場合、前2項の規定を準用する。
5. NEXI は、電子メールアドレスの登録が完了した場合は、当該登録に係る電子メールアドレスへ完了した旨を通知する。
6. NEXI は、第2項又は第3項に基づいて電子メールアドレスの登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、電子メールアドレスの登録を拒否することができる。NEXI は、登録希望者から請求があった場合でも、原則として当該登録を拒否する理由を開示する義務を負わないものとする。
 - 一 第1項から第3項に基づいて登録希望者が提供した情報の全部又は一部につき虚偽の情報が含まれていた場合
 - 二 登録希望者が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若しくはこれと密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められる場合
 - 三 登録希望者が、NEXI との間の契約、規約などに違反したことがある又は違反していることが明らかになった場合
 - 四 その他登録が適当でないと NEXI が判断した場合

第4条（ユーザーID 及びパスワード管理）

電子通知サービス利用者は、オンラインストレージサービスを提供する企業のオンラインストレージ利用に関する規約等に規定されている事項のほか、次の事項を遵守する。なお、ユーザーID・パスワード等の認証情報が第三者によって使用されたことにより生じた損害については、NEXI は一切の責任を負わないものとする。

- 一 自己の責任において、受領したユーザーID・パスワード等の認証情報を適切に管理し、不正利用や漏洩等への対策を行う。
- 二 ユーザーID・パスワード等の認証情報の不正使用や漏洩等が発生した場合、速やかに

NEXI に届け出る。

- 三 いかなる場合にも、ユーザーID・パスワード等の認証情報を第三者に譲渡若しくは貸与し、又は第三者と共用しない。

第5条（電子通知サービスの提供又は電子メールによる手続きの受付けの変更、停止又は中止）

NEXI は、いつでも電子通知サービスの提供又は電子メールによる手続きの受付けの全部又は一部を変更、停止、又は中止することができる。

第6条（免責事項等）

1. NEXI は、以下の事象により生じた電子通知サービス又は電子メールによる手続きに係る遅延、不能、仕様変更等に起因又は関連して生じた電子通知サービス利用者及び銀行等の損害については、責任を負わないものとする。

一 通信の障害、申込内容の入力不備、その他の事情による保険等の申込みや通知の受付の遅れ及び約款等に定める期限等の超過

二 電子通知サービス利用者又は銀行等が電子通知サービス又は電子メールによる手続きを利用する過程において発生するセキュリティ攻撃に起因した不正アクセス、情報漏えい又はなりすまし等

三 通信機器若しくは操作端末等の障害又は通信回線の故障若しくは不通等の通信手段の障害

四 インターネットサービスプロバイダ若しくは Web ブラウザの問題又は電子通知サービス利用者若しくは銀行等が送信した情報等の誤謬若しくは脱漏等

五 コンピュータウィルス、セキュリティ攻撃及びそれらに関連する事象に起因する障害等

六 その他、NEXI の責めに帰することのできない事由又は裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由

2. 前項に定めるほか、NEXI は、この規約に基づき、NEXI が電子通知サービス利用者及び銀行等に対して電子通知サービスの提供又は電子メールによる手続きの受付けを変更、停止又は中止したことに起因又は関連して生じた電子通知サービス利用者及び銀行等の損害について責任を負わないものとする。

第7条（電子メールによる手続きの受付け等）

1. 銀行等は、電子メールによる手続きに係る電子メールの送付について、NEXI の指定する方法により行うものとする。

2. 銀行等が電子メールによる手続きとして NEXI 宛てに送信した申請データは、電子メールの受信者である NEXI のメールサーバが受信した時点で送受信が完了したものとし、

NEXI が受信した時刻をもって受領時刻とする。ただし、NEXI の営業日以外及び営業時間外に NEXI が受信した申請データは、直後の営業開始時刻をもって受領時刻とみなす。

3. 第3条第2項に基づき銀行等が NEXI に登録した電子メールアドレス以外の電子メールアドレスから送信された申請データについては、NEXI は受信しなかったものとみなす。
4. NEXI は、第2項に定める申請データの受信を確認後、速やかに受領した旨の電子メールを第3条第1項に基づき登録された銀行等の電子メールアドレス宛てに送信するものとし、当該電子メールをもって受領書の発行とみなす。
5. 銀行等は、電子メールによる手続きに関して、申請データに関する添付ファイル又は電子メールを暗号化して送信することができる。
6. 銀行等が申請データを NEXI に送信する通信経路において盗聴等がなされたことにより申請データが漏洩した場合、又は送信した申請データが第三者により書き換えられる等の改ざん行為、若しくはなりすまし行為（第三者があたかも銀行等であるかのように装い、申請データの送信を実行することをいう。）が行われた場合、そのために生じた損害について NEXI は一切の責任を負わないものとする。

第8条（電子通知サービス又は電子メールによる手続きの利用の停止又は制限）

NEXI は、次の各号のいずれかの事由に該当すると認められる場合には、電子通知サービス利用者又は電子メールによる手続きを行う銀行等に対して、事前に通知して電子通知サービス又は電子メールによる手続きの利用の停止又は制限をすることができる。ただし、緊急を要する場合には、事前に通知することなく電子メールによる手続きの利用を停止又は制限することができる。

- 一 電子通知サービス又は電子メールによる手続きの不正利用、不正行為、ウィルスの送付等公序良俗に反する目的で利用し、又は利用しようとした場合
- 二 その他電子通知サービス又は電子メールによる手続きの利用において支障を及ぼし又は支障を及ぼす恐れがある場合

第9条（規約の改正等）

NEXI は、電子通知サービス利用者及び銀行等に事前に個別の通知をすることなくこの規約を変更又は廃止（以下「改正等」という。）できるものとする。NEXI がこの規約を改正等する場合には、当該改正等をする旨及びその内容を NEXI のホームページ等に掲載するものとする。

第10条（準拠法及び合意管轄）

この規約は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとする。この規約に関する訴訟

については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則 この規約は、令和7年3月1日から実施する

別表（第 1 条第 1 号関係）

対象手続き一覧

- ・貿易一般保険包括保険（鋼材）手続細則に基づく手続き（第 2 条第 3 項に該当する申込を除く）
- ・貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定 2 年未満案件）手続細則に基づく手続き
- ・貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則に基づく手続き（別表 2 に該当する場合の申込を除く）
- ・簡易通知型包括保険手続細則に基づく手続き
- ・輸出手形保険手続細則に基づく手続き